

タブレットレンタル規約

株式会社ふれあいチャンネル

2014年3月1日

第1条(契約の成立)

1. タブレットレンタル会員は、株式会社ふれあいチャンネル(以下、「当社」という)が、お客さまのタブレットレンタルサービス(以下、「本サービス」という)のお申込みに基づき、所定の確認手続きを行い、当社が承諾した者をいいます。
2. タブレットレンタル会員は、本サービスの申込みにあたっては、本規約を同意したものとみなします。
3. タブレットレンタル会員は、第1項の当社の承諾により、当社からタブレットレンタル商品(以下「商品」という)のレンタルサービスを受けられるものとします。
4. タブレットレンタル会員は当社の定める「タブレットレンタル規約」を同意した上、タブレットレンタルサービスの申し込みを行えるものとする。

第2条(本サービスの提供条件)

本サービスを申し込むことができるのは、当社の提供するサービスエリア内の加入契約者に限ります。

第3条(契約期間)

1. 本サービスの開始日は、当社が所定の確認手続きを行った後、当社が指定した日とします。なお、端末の在庫等により即時に本サービスを提供できない場合があります。
2. 本サービスの契約期間は、前項の開始日から2年間となります。契約期間終了後、タブレットレンタル会員は、その選択により、当社から商品の譲渡を受けることができます。

第4条(商品の担保責任等)

1. 当社はタブレットレンタル会員に対し、引渡し時において商品が正常な性能を備えていることのみを担保し、商品の商品性または賃借人の使用目的への適合性については担保しません。タブレットレンタル会員は、商品の引渡しを受けたときは遅滞なく商品の動作確認をしなければならず、引き渡しを受けた後7日以内に商品の性能の欠陥につき当社に対して通知をしなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態でタブレットレンタル会員に引渡されたものとみなします。
2. 契約期間中の商品の故障交換は、メーカーの保証期間(1年間)を過ぎたものは、原則、有償交換となります。

第5条(タブレットレンタル料金)

タブレットレンタル料金は、タブレットレンタル機種と期間に応じて定められた料金とし、申込書に記載したものとします。

第6条(支払方法)

タブレットレンタル会員は、申込書記載の初期費用については別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

タブレットレンタル会員は毎月単位で支払う料金については、原則として当月27日、会員が登録した金融機関の指定口座から自動引落しするものとします。

第7条(中途解約)

タブレットレンタル契約期間中、タブレットレンタル会員が中途解約又は新機種への交換を希望される場合、残期間分のタブレットレンタル料金の支払いを行うものとします。

残期間のタブレット料金支払額はタブレットレンタル月額料金×残月数分とし、その支払方法は解約日の翌月27日に、タブレットレンタル会員が登録した金融機関の指定口座から自動引落しするものとします。

第8条(解除)

1. 当社は、次の場合に利用契約を解除することがあります。

- (1) タブレットレンタル会員が初期費用又はタブレットレンタル月額料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
 - (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) 当社又はタブレットレンタル会員の責に帰すべからざる理由により当社のレンタルスキームの変更を余儀なくされ、かつ代替提供が困難でタブレットレンタルサービスの継続が出来ないとき、
 - (4) 本規約又は当社が定める契約約款に違反した又は違反するおそれがある場合。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき、尚、タブレットレンタル会員は契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。
2. 当社は、前項の規定により、タブレットレンタルサービスの契約が解除されるときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません、尚、タブレットレンタル会員は契約解除に伴い、残期間のタブレット料金の支払い等の債務の履行を免除されるものではありません。

第9条(端末の保全)

1. タブレットレンタル会員は、レンタル期間中、商品端末を第三者に譲渡したり、転貸、質入れ、担保権の設定等をする事はできないものとします。
2. タブレットレンタル会員は、商品端末について第三者からの差押、その他法律的、事実に侵害が発生した時、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨を当社に通知しなければならないものとします。
3. 第4条第1項の場合を除くほか、商品端末の引渡後のトラブルによりタブレットレンタル会員に発生した損害については、当社は一切の責任を負いません。
4. タブレットレンタル会員は、当社に届け出ている住所等に変更があった場合は、速やかに届け出なければならないものとします。

第10条(商品の滅失、顕損等)

タブレットレンタル契約期間中に生じたタブレットレンタル会員の故意、もしくは重大な過失による紛失、破損、故障、盗難等については、ご利用年数に応じて別表に定める料金を会員にご負担していただきます。

第11条(裁判の管轄)

本契約に関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条(協議事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社と会員の間で誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第13条(規約外事項)

本規約以外に当社と会員間に別途の取り決めがある場合はそれを優先します。

附則

本規約は平成26年3月1日より実施します。

【別表】

ご利用年数	1年未満	1年以上2年未満
負担金	42,000円	21,000円

【ご相談窓口】

株式会社ふれあいチャンネル お客様センター

TEL:0120-276-201(受付時間 9:20~18:00)